

令和7年 第12回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和7年12月22日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時50分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	欠席	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	出席	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	欠席

農業委員会委員 出席： 9名 欠席： 2名 計： 11名
 農地利用最適化推進委員 出席： 10名 欠席： 1名 計： 11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 堀内 匠 上山 洋 藤巻 蓮
9. 会議進行状況

会長 皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員9人、農地利用最適化推進委員10人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第12回会議を開きます。
 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に10番委員並びに11番委員を指名いたします。
 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。

議長 第1号議案 営農型太陽光発電関連の農地法第3条、第5条を議題といたし

事務局	<p>ます。3条の番号1、番号2、5条の番号1、番号2について事務局より説明をお願いします。</p> <p>3ページをご覧ください。営農型太陽光発電施設の申請となります。</p> <p>営農型太陽光発電施設については、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光パネル等を設置して発電を行うものです。5条で太陽光パネル等の支柱の一時転用許可、3条で太陽光パネルが上空を覆うため、地上権の許可が必要となります。</p> <p>関連がありますので番号1、番号2を一括して説明いたします。</p> <p>3条の番号1 受人 ○○都○○区○○△丁目△番△号 株式会社□□□□ 代表取締役 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目 畑 1, 192㎡ 計1筆 権利内容 地上権 一時転用許可日から10年間 理由 太陽光発電設備設置のため 仮受地 1, 192㎡ 位置 第1種農地 農用地区域内 宅地から70m 次ページ5条番号1と同じ箇所です。</p> <p>番号2 受人 ○○県○○市○○△丁目△番△号 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番、△△△番、△△△番 地目 畑 計3筆 1, 420㎡ 権利内容 地上権 一時転用許可日から10年間 理由 太陽光発電設備設置のため 仮受地 1, 420㎡ 位置 第1種農地 農用地区域内 宅地から70m 次ページ5条番号2と同じ箇所です。</p> <p>次のページをご覧ください。5条の番号1 3条と異なる項目のみ説明いたします。面積 1, 788㎡の内8.003㎡ 柱部分のみの転用となります。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から10年間 申請内容 太陽光パネル320枚 発電出力80kW 取得状況 平成16年2月25日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 3条の番号1と同じ箇所です。</p> <p>番号2 面積 2, 612㎡の内4.0015㎡ 柱部分のみの転用となります。転用目的 一時転用 営農型太陽光発電施設 権利内容 賃貸借権 許可日から10年間 申請内容 太陽光パネル160枚 発電出力40kW 取得状況 平成16年2月25日 相続 仮登記 無 抵当権 無 位置 第1種農地 3条の番号2と同じ箇所です。</p> <p>5ページをご覧ください。3条、5条番号1の位置図と案内図です。次のページをご覧ください。公図と配置図です。赤枠内が該当箇所となります。次のページが番号2の位置図と案内図、次のページが公図と配置図になります。</p> <p>今回の申請は、どちらも営農型太陽光発電施設1期分となります。平成26年2月に営農型太陽光発電施設として3年以内の期限付きで、一時転用許可となりました。その後、営農の適切な継続が確保されているとのことで、平成29年</p>
-----	--

	<p>2月、令和2年2月、令和5年2月に再度、3年以内の期限付きで、一時転用許可となりました。過去の制度改正により認定農業者などの担い手による営農の場合は一時転用期間を10年とすることができるため、10年での更新となります。営農型太陽光発電設備の許可更新には、太陽光パネル下で営農の適切な継続が確保されていることが必要となります。その基準として地域の平均的な収穫量と比較して8割以上満たすこととなっていますが、どちらも満たしているとのことです。</p> <p>説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、3条の番号1、番号2、5条の番号1、番号2を審議いたします。推進委員松久4番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 松久4番</p>	<p>太陽光パネル下の柵も適切に管理されている。問題ない。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。営農型太陽光発電関連の農地法第3条の番号1、番号2、5条の番号1、番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。 営農型太陽光発電関連の農地法第3条、5条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>営農型太陽光発電関連の農地法第3条の番号1、番号2、5条の番号1、番号2案件につきましては許可と議決されました。</p>

議 長	次に、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請案件について議題といたします。3条の番号1について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>10ページをご覧ください。番号1 受人 ○○市○○△△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△△番 地目 田 2, 926㎡ 計1筆 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地9,511㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 昭和60年10月28日 土地改良法の換地処分による所有権登記 不耕作 無 家族数5 従農数 2 経態 兼業 所有機械 刈払機1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は2.7kmです。</p> <p>申請地の現在の状況は、麦が栽培されております。来年の6月の麦の収穫後に土作りを進めて再来年にみかんの植え付けを行う予定です。受人は現在53歳、関の畑でみかん栽培をされており、先月の申請で梅畑を取得しました。本申請地には、みかんを作付けし規模拡大を行いたいとのことです。申請理由ですが、利用権設定がある農地でしたが渡人が高齢のため農地の新しい所有者を探していたところ本申請人が見つかり3条申請の運びとなりました。本申請人につきましては、先月の審議の際に委員の皆様からご意見をいただきました。懸念されている点につきまして事務局で確認しております。まず、所有している農業機械が刈払機のみとなっておりますが、農作業に必要な機械はリースで対応しており、今後についても使用頻度から必要な時にリースで対応した方が効率がよいとのことです。過去のリースの履歴は事務局で確認いたしました。また、関のみかん畑につきましては、現在6割～7割が枯れてしまっている状況です。現在の状況と今後の対応を伺ったところ、農業に不慣れであり酷暑であったこと及び水やりの頻度が少なかったことで多くを枯らしてしまったそうです。みかん苗の植樹時期は3月～5月であるため、今回取得する農地と併せて関のみかん畑についても春に補植を行い。安定して収穫できるようになった際には観光農園とできるよう努力していきたいと誓約書が提出されております。以上、番号1の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	それでは、農地法第3条の規定による番号1を審議いたします。推進委員東児玉4番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東児玉4番	現在、麦が栽培されている。麦の収穫が終わってからどのように申請人が営農していくか見守っていくしかない。

議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 推進委員松久 3 番
推進委員 松久 3 番	リースでどのような機械をリースするのか。また兼業とのことですが、この面積のみかんと梅を適切に営農できるのか疑問です
事務局	草刈機、噴霧器、トラクターをリースすることです。事務局で契約書を確認しています。適切な営農につきましては、果樹栽培の主な作業は秋から冬の剪定作業、定期的な除草作業及び収穫作業となります。営農計画では農作業従事者 2 人でそれぞれ 150 日農業に従事することなので、問題ないと思われます。今後適切に営農されているか注視していきたいと思えます。
議 長	他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、3 条の番号 2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	12 ページをご覧ください。 番号 2 から 3 は受人が同一のため、一括審議をお願いいたします。 審議の前に、申請人の所有農地に未転用で農業用施設が建設されていたため、是正するために「2 アール未満の農業用施設等による農地転用の届出」が提出されています。本審議に関連があるため、先に報告いたします。 33 ページをご覧ください。 2 アール未満の農業用施設等による農地転用の届出について報告します。 今回の届出は、申請者が昭和 37 年に相続した農地に農業用施設が建てられており、地目が農地のままで農地転用していないことが判明したことから届け

出るものであります。農地の面積等の条件により、許可ではなく届出で済む案件となっております。

届出者 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 面積 141㎡ 農業用施設等の概要 農業用物置 2棟 25.90㎡

右の位置図をご覧ください。〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が案内図、右が公図の写しです。次のページをご覧ください。左が配置図、右が現在の写真です。

なお、届出者からは相続したものとはいえ、必要な届出を行わず長きに渡り使用し続けていたことに対しお詫びしたいと顛末書が提出されています。

報告は以上となります。

それでは12ページにお戻りください。

番号2 受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 〇〇市〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 610㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 695㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 497㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 868㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 692㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 231㎡ 計6筆 3,593㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地3,593㎡、借受地68,336㎡、貸付地0㎡ 取得状況 令和7年3月15日 相続 不耕作 無 家族数 1 従農数 1 経態 専業 所有機械 トラクター4台 田植機2台 コンバイン2台 防除機1台 耕運機4台 トラック3台 位置 農用地区域 自宅と申請地は1.5kmです。

続きまして、番号3をご覧ください。受人は番号2と同じです。渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 2,047㎡ 権利内容、理由、耕作面積については番号2と同じです。取得状況 平成10年4月27日 相続 以下所有機械まで番号2と同じです。位置 農用地区域 自宅と申請地は0.8kmです。

13ページをご覧ください。こちらは〇〇地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

14ページをご覧ください。こちらは〇〇地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は麦が栽培されています。受人は現在67歳で米麦を中心に耕作しています。申請地は受人が中間管理事業で借りて耕作している農地であり、所有権移転をするための申請となります。

以上、番号2、番号3の案件になります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長

続いて番号2、番号3を審議いたします。10番委員から補足説明があれば

	<p>お願いいたします。</p>
10 番委員	<p>受人は真面目な方なので大丈夫だと思います。</p>
議 長	<p>次に、推進委員東兎玉 2 番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
推進委員 東兎玉 2 番	<p>現地は非常にきれいにされています。ただ家族がひとりでこれだけの面積を営農していけるか心配です。</p>
10 番委員	<p>農繁期にはアルバイト等を雇っているので問題ないと思います。</p>
2 番委員	<p>受人は過去にも農地を 3 条申請で買っているが、報告事項に関し当時は大丈夫であったのか。</p>
事務局	<p>過去も受人は 2 アール未満の農業用施設の届出をしています。当時は建物のみの届出でした。現在は敷地全部を農業用資材置場として使用しているため、敷地全体を含めて届出されました。</p>
議 長	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 2、番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、3 条の番号 4 について事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

15ページをご覧ください。

番号4ですが、審議の前に、申請人の所有農地に未転用で農業用施設が建設されていたため、是正するために「2アール未満の農業用施設等による農地転用の届出」が提出されています。本審議に関連があるため、先に報告いたします。

36ページをご覧ください。

2アール未満の農業用施設等による農地転用の届出について報告します。

今回の届出の農地は、以前は父親がビニールハウスでキュウリなどを栽培していました。その当時から本申請箇所は農業機械や資材の置場として使用しておりました。昭和63年に父が他界し届出地を相続した際にはビニールハウスは取り壊しましたが、農業用施設はそのままでも現在も使用しております。その当時は農地や宅地、山林などの違いをあまり意識せず、また、その筆境がどこなのかも定かでなかったように記憶しているとのこと。今回3条申請に当たり未転用であることが判明したことから届け出るものであります。農地の面積等の条件により、許可ではなく届出で済む案件となっております。

届出者 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番、△△△番 地目 畑 面積 115㎡ 農業用施設等の概要 農機
具・農業資材小屋 2棟 22.9㎡

右の位置図をご覧ください。〇〇地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が案内図、右が公図の写しです。次のページをご覧ください。左が配置図、右が現在の写真です。

なお、届出者からは相続したものとはいえ、必要な届出を行わず長きに渡り使用し続けていたことに対しお詫びしたいと顛末書が提出されています。

報告は以上となります。

それでは15ページにお戻りください。

それでは3条の説明をいたします。 受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□
□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 773㎡ 権利内容 所有権 理由 規模拡大 自作地10,695㎡、借受地0㎡、貸付地0㎡ 取得状況 平成23年9月22日 相続 不耕作 無 家族数 3 従農数 1 経態 兼業 所有機械 トラクター2台 動噴機2台 耕耘機2台 トラック1台 位置 農用地区域 自宅と申請地は5kmです。

16ページをご覧ください。こちらは〇〇地内の申請地の場所になります。左上が付近の状況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。

申請地の現在の状況は保全管理状態です。受人は現在69歳、米、麦、自家消費用の露地野菜や果樹を栽培しております。申請地取得後は、柿の栽培していきたいとのこと。

申請理由ですが、農地の所有者は農地を相続したが耕作できないため受人に農地を譲り渡したいとのこと。

以上、番号4の案件になります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

<p>議 長</p>	<p>続いて番号4を審議いたします。私の担当地区になりますので補足説明をいたします。</p> <p>現在は何も栽培されていないが、草は管理されている。柿を植えるとのことですが。渡人は仕事を引退し所有農地を処分している。</p> <p>次に、推進委員大沢2番より意見がありましたらお願いいたします。</p>
<p>推進委員 大沢2番</p>	<p>農業をしていないため仕方ないのでは。</p>
<p>議 長</p>	<p>他に推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>意見がないようですので次に移ります。</p> <p>次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。</p> <p>質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第3条の番号4について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。</p> <p>農地法第3条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第3条の番号1、番号2、番号3、番号4の案件につきましては許可と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号1について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>18ページをご覧ください。</p> <p>番号1 受人 ○○郡○○町大字○○△△△番地 □□ □□ 渡人 大字○○△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字○○字○○△△△番 地目畑 500㎡ 取得状況 昭和58年2月10日 土地改良法の換地処分によ</p>

	<p>る所有権登記 計1筆 500㎡ 転用目的 分家住宅 権利内容 使用貸借 権 申請内容 102.27㎡ 平屋建 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農 地 農用地区域外 宅地に接続。</p> <p>19ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご 覧ください。左が公図、右が配置図になります。</p> <p>申請人は令和5年9月に結婚し、〇〇町のアパートに夫婦で生活しています。 かねてより、結婚したら早めに自己の住宅を建築しようと夫婦で相談していま した。申請人夫婦は共働きであり、これからの子育てのことを考え実家近くの土 地を検討しました。〇〇市に住む申請人の親は建築に適する土地を所有してい なかったため、妻の親に相談したところ妻の祖父が所有地を提供してくれるこ とになりました。祖父の所有地を検討したところ、1筆白地の農地がありました が土地の形状が三角で建築に適しておらず、その他の農地はいずれも農業振興 地域内の農地で給排水に難がありました。その中で申請地は妻の実家に近く南 側町道から給排水に接続ができることから最適であると考え今回の申請に至り ました。</p> <p>説明は以上となります。ご審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>議長 続きまして、農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。10番委 員から補足説明があればお願いいたします。</p> <p>10番委員 今回の申請地の周辺に譲受人の実家がある。将来的に親の介護等を考慮する と利便性が高い土地です。</p> <p>議長 次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>推進委員 勾配がある農地だが許可後に土盛りをする予定とのこと。 東兎玉2番</p> <p>議長 次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1につ いて、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
--	--

	(農業委員全員挙手)
議 長	賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、5条の番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	21ページをご覧ください。 番号1 受人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 渡人 大字〇〇△△△番地 □□ □□ 土地の所在 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 277㎡ 大字〇〇字〇〇△△△番 地目 畑 91㎡ 計2筆 368㎡ 取得状況 令和2年6月13日 相続 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請 内容 102.68㎡ 平屋建 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用 地区域外 宅地に接続。 22ページをご覧ください。大字〇〇地内の農地になります。次のページをご 覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は夫婦と中学生、小学生の子供2人で〇〇地内の戸建て住宅で生活し ています。現在の住居は中古住宅を購入したので築33年経過しており、いたる ところに老朽化が目立ち、敷地面積140㎡と狭く車2台を停めるスペースもギ リギリとなっています。また、子供も成長し部屋数も足りないため、もっと広い 家の建築を計画しました。子供たちのことを考え、転校しなくてすむ同じ学区 内で土地を探したところ、申請地を譲っていただけることになり今回の申請に 至りました。接続道路は、北西に2車線の町道があり、町道から水道の取り出 し、農業集落排水への接続を行う予定です。なお、現在の住居は売却するとの ことです。 説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願ひいたします。
議 長	続きまして、農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。1番委員か ら補足説明があればお願ひいたします。
1番委員	この周辺は新しい家が並んでる土地です。問題ない。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願ひいたします。
推進委員 松久1番	日当たりもいい土地。子育てにもいいと思います。

<p>議 長</p>	<p>次に、その他の推進委員の方で意見がありましたらお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですので、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>賛成全員につき、許可相当と決定します。 農地法第5条の審議が終わりましたので、事務局長より審議結果の確認をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地法第5条の番号1、番号2の案件につきましては許可相当と議決されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、第4号議案 美里農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>25ページをご覧ください。 美里町農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会です。 町では農業振興地域整備計画の中で、農振農用地、いわゆる青地を定め指定しています。農振農用地である青地から白地とする場合、つまり、農業振興地域整備計画から除外する場合は、法律の規定により町から農業委員会に意見を求めることが定められています。 26ページをご覧ください。番号1 事業計画者 □□ □□ 変更目的 観光農園駐車場 除外申請地は、大字○○字○○△△△番 地目 畑 農振除外面積 696㎡ 農振除外の6要件はすべて満たしています。 次ページをご覧ください。 変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。 次ページをご覧ください。 公図と配置図です。 申出人は、申請地近くの畑でブルーベリー栽培及び観光農園を営業しています。来園者が年々増加するのに伴い駐車場を十分に確保することができず、路上</p>

駐車で近隣の迷惑となっていました。そのため、近隣の土地を借りて駐車場として利用しましたが、本年度限りで返却することになりました。このことから改めて観光農園駐車場が必要となり農園近くの土地を探したところ、当該土地は駐車場に必要な面積が確保でき、利便性も良く、所有者の同意も得られたことから申請地を選んだそうです。

26ページにお戻りください。

続きまして番号2 事業計画者 □□ □□ 変更目的 分家住宅 除外申請地は、大字〇〇字〇〇△△△番 地目 田 農振除外面積 1,601㎡のうち500㎡ 農振除外の6要件はすべて満たしています。

28ページをご覧ください。

変更後の使用目的に係る資料と、位置図です。

次ページをご覧ください。

公図と配置図です。

申出人は、昨年結婚し、夫と共に〇〇市の借家に居住中です。以前より、結婚したら早く自己の住宅を建てようとして計画していました。

現在、〇〇市内の養護学校教員をしており、今後子どもが生まれ仕事と育児の両立や両親の介護等を考え、実家近くに住宅を建築し両親と助け合って生活していきたいと考えていました。建築地については、地元の不動産店で実家近くの土地を探してみましたが、適当な土地が見つからず、父親に相談したところ所有している土地を提供してくれることとなり建築地の選定を始めました。父親は白地の農地を1筆所有しておりますが、山際の立地で形状が悪く建築に適していません。外に所有する土地は農業振興地域内の農地でいずれも山際の集落から離れた場所にあり接道や上下水道の整備状況から建築に適していませんでした。その中で、当該土地が集落に一番近く、土地の形状や接道状況及び上下水道の整備状況から申請地を選んだそうです。

なお、本案件は、農用地から除外が済んだ後、農地転用の申請がなされます。その際は、農地法に基づき改めてご審議いただきますので、よろしくお願いいたします。説明は以上となります。

議長

次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。

意見がないようですから、次に移ります。

次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。

質問がないようですから、採決したいと思います。美里農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。

(農業委員全員挙手)

議 長	賛成全員につき、意見なしと決定します。第5号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>31ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。農用地利用集積等促進計画とは、農地中間管理機構(埼玉県農林公社)が農地を借り受けたり、貸し付けたりする際に、町が精査して、当該計画(案)を作成し、農業委員会に意見を求めるものです。そのため、本議案では、促進計画(案)のとおり、農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいか、意見照会をいたします。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画(案)の概要になります。左から説明させていただきます。今回は再配分と計画案になります。再配分とは耕作者不在になり公社保有地になった契約の引き継ぎになります。耕作者との契約が切れても所有者と公社の契約は続いているため所有者との再度の契約は不要となるため今回の計画案では左端の所有者欄は空欄となっております。その右隣に、貸借対象の農地の地番・地目・面積などの情報が記載されております。以上第5号議案になります。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、推進委員の方で意見がありましたらお願いします。 意見がないようですから、次に移ります。 次に、農業委員の方で質問のある方の挙手を求めます。 質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画(案)に係る意見について、「意見なし」とすることでよいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。</p> <p>(農業委員全員挙手)</p>
議 長	<p>賛成全員につき、意見なしと決定します。 続きまして、第1号報告事項について第2号議案の関連で報告がありましたので、次に、第2号報告事項について事務局より報告をお願いいたします。</p> <p>g</p>
事務局	農地所有適格法人の報告書について説明させていただきます。農地所有適格法人とは、農業を営む法人が一定の要件を満たすことで農地を取得できる法人

をいいます。農地法第6条で農地所有適格法人は毎年一回農業委員会に事業の状況を報告しなければならないとされています。現在美里町管内では6法人が農地所有適格法人となっております。この度「ひびきの農産株式会社」「有限会社みのり」「農事組合法人小茂田穀作組合」「株式会社塚田牧場」「株式会社長谷川牧場」「井上ファーム」の農地所有適格法人報告書の提出がありましたので報告させていただきます。農地所有適格法人の要件は4つあります。1つ目は組織形態要件です。内容は法人の形態が、農事組合法人、会社法の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社のいずれかであること。2つ目は事業要件です。内容は、法人の主たる事業が、農業とその事業の関連する事業で、法人の売上高の過半が農業であること。3つ目は構成員要件です。内容は、総議決権又は総社員の過半が、「農地の権利者」又は、「常時従事者」、「農作業を受託した個人」又は、「地方公共団体、農協、農地中間管理機構等」が占める必要があります。4つ目は役員要件です。農地所有適格法人の役員の過半は、その法人の農業に常時従事（年間150日以上）する構成員であること。役員又は重要な使用人のうち、1人以上が省令で定める日数（原則年間60日以上）農作業に従事すること。以上の4つの要件を満たすことが条件となっております。

報告書の内容を確認したところ、今回の6つの法人については、いずれも要件を満たしておりました。

40ページから45ページがひびきの農産株式会社、46ページから47ページが有限会社みのり、48ページから49ページが農事組合法人小茂田穀作組合、50ページから51ページが株式会社塚田牧場、52ページから54ページが長谷川牧場、55ページから57ページが井上ファーム株式会社となっております。

以上第2号報告事項になります。よろしくお願いいたします。

議長

これで、議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。閉会を会長代理、お願いいたします。

会長代理

以上をもちまして、第12回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月22日

議 長

松本 靖貴

署名委員

長滝 岳

署名委員

深田 和也